

製造業表示規約及び景品規約の一部変更を行い、新規約を施行

平成19年7月18日の第16回通常総会において承認された製造業表示規約及び景品規約の一部変更案については、その後公正取引委員会による認定をうけ、いずれも新規約として施行されることになった。以下、各規約の一部変更の概要を紹介する。

◎製造業表示規約等の一部変更について

前回の変更（平成12年11月）から約6年が経過した製造業表示規約は、その後の市場の状況の変化や法規制の進展等に沿った対応を図り、一層の公平性、透明性を確保するため、規約及び施行規則等を変更した。平成19年9月28日に認定を受け、同年10月1日付けの官報告示を経て、同日施行された。

製造業表示規約の主な変更点は以下のとおりである。

規約の主な変更事項

- 「不当表示」の一類型として、「合理的な根拠のない表示」の追加・新設（規約第4条第4号）
平成15年の改正景品表示法第4条第2項のいわゆる不実証広告規制導入の趣旨をさらに活かすため、「合理的な根拠のない表示」を不当表示の一類型として追加・新設する。

施行規則の主な変更事項

- ①「カタログ」のうち「電子カタログ」の定義の明確化（施行規則第4条及び第11条第2項）
「電子カタログ」と称するものについては、その定義が不明確であったことに鑑み、これを「ホームページ等に掲載されている商品情報」に変更し、意義を明らかにする。
- ②カタログの必要表示事項のうち、個別に「仕様」の表示事項及び表示基準を定める品目の拡大等（施行規則第10条別表2）
直近の国内市場規模等に鑑み、個別に「仕様」の表示事項及び表示基準を定める品目にDVDビデオ、パーソナルコンピューター、空気清浄機、ビデオ一体型カメラ、ジャー炊飯器の5品目を追加する（なお、今回、電気衣類乾燥機、電気毛布の2品目を削除し、差引き14品目となる。）とともに、既存のテレビ等の品目についても表示事項及び表示基準に所要の変更を加える。
- ③保証書の必要表示事項の追加・新設（施行規則第30条第3号）
「個人情報保護法」への対応を図るため、保証書の必要表示事項として、「個人情報の利用目的」を追加・新設する。
- ④家電品本体の必要表示事項のうち、製造時期の表示対象品目の追加・拡大（施行規則第32条別表4）
公正取引委員会等からの製造時期の表示対象品目拡大の要請に沿って、直近の国内市場規模等に鑑み、空気清浄機、除湿機等の11品目を追加し、43品目とする。
- ⑤その他所要の変更（施行規則第7条第2項等）
一層分かりやすい表現への変更等を図る。

規約等の運用基準の変更

- ①「製造業の表示に基づく『家電品の類例』運用基準」の変更
普及率の拡大等に鑑み、「映像、音響機器」の類例に「DVDビデオ」を追加する。
- ②「表示規約違反被疑事案の処理要領」及び「規約違反等の措置基準」の変更
規約の厳正かつ適正な運用を図るため、規約違反被疑事案の処理手続及び措置基準を明確化・厳正化する。

（参考）個別の用語使用基準等の見直し

「No.1」表示の使用基準
「スーパー等」の用語使用基準
家電品における「地球環境保全」の訴求に関する表示基準
「省エネ」「節約」を意味する用語使用基準
菌等の抑制に関する用語使用基準
「デジタル」の用語使用基準
「健康」の用語使用基準
家電品の「リサイクル」等に関連する用語使用基準
「対応」の用語使用についての基本的な考え方

◎景品規約等の一部変更について

景品規約は、総付景品告示の一部改正に伴い、規約及び施行規則を告示の内容に沿って変更し、平成19年8月22日に認定を受け、同年8月23日付け官報で告示、同日施行された。

景品規約の変更点は以下のとおりである。

変 更 後	
取引価額	総付景品の最高額
1000円未満	200円
1000円以上	取引価額の10分の2

（注）総付景品には、購入を条件として提供する場合はほか、購入を条件としないで来店者に提供する場合等も含む。具体的には、特定の売出し以外の来店（来店）記念品の提供額が、100円以内から200円以内に変更された。

変 更 前	
取引価額	総付景品の最高額
1000円未満	100円
1000円以上	取引価額の10分の1

小売業部会の動き

◎小売業部会運営委員会、本部規約指導委員会が新体制でスタート

平成19年8月24日（金）家電公取協において小売業部会運営委員会が開催された。委員長には北原國人氏（全国電機商業組合連合会副会長）、新設された副委員長に布袋田晋氏（㈱ケースホールディングス取締役副社長）を選任し、新体制でのスタートとなった。また、本部規約指導委員会についても、委員長を香川健二氏（全国電機商業組合連合会理事）、副委員長を金谷隆平氏（上新電機㈱専務取締役）等とする委員構成案を了承した。各委員会の委員構成は下表のとおり。

運営委員会

	氏名	所属会社・団体名	役職名
委員長	北原 國人	全国電機商業組合連合会	副会長
副委員長	布袋田 晋	株式会社ケースホールディングス	取締役副社長
委員	服部 清	全国電機商業組合連合会	副会長
委員	尾藤 武士	全国電機商業組合連合会	理事
委員	岡林 秀雄	全国電機商業組合連合会	理事
委員	香川 健二	全国電機商業組合連合会	理事
委員	朝倉 卓	株式会社コジマ	総務本部マネージャー
委員	加藤 周二	株式会社ビックカメラ	取締役
委員	真崎 光晴	株式会社ベスト電器	常務取締役
委員	反保 俊	株式会社ヤマダ電機	社長付特別顧問

本部規約指導委員会

	氏名	所属会社・団体名	役職名
委員長	香川 健二	全国電機商業組合連合会	理事
副委員長	金谷 隆平	上新電機株式会社	専務取締役
委員	濱川 祐作	全国電機商業組合連合会	理事
委員	峯田 季志	全国電機商業組合連合会	理事
委員	渡邊 一雄	全国電機商業組合連合会	理事
委員	関山 一郎	全国電機商業組合連合会	理事
委員	藤川 誠	株式会社エディオン	取締役
委員	井上 公延	株式会社デンコードー	取締役常務執行役員
委員	小佐野家泰	株式会社ヨドバシカメラ	事業本部部長
委員	花田 房雄	ラオックス株式会社	常勤監査役

◎「正しい表示店頭キャンペーン」実施が本格化

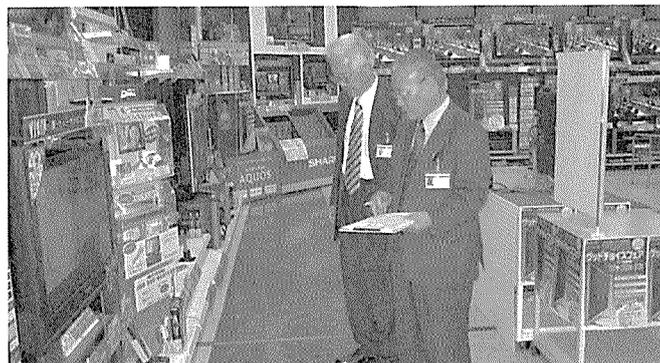
店頭キャンペーンは、小売業表示規約の啓発と違反の未然防止・再発防止の観点から、小売業部会が製造業部会や行政の協力を得てチラシや店頭の表示の状況を把握し、違反があれば是正指導を行うというもの。7月までに佐賀支部、鹿児島支部が実施済みだが、10月に入り6支部が実施、11月にも17支部が予定するなど、実施が本格化している。

このうち、岡山県支部は10月11日に5店舗で、島根県支部は10月24日に5店舗で、それぞれ公正取引委員会中国支所や各県の担当官にもご参加いただき実施した。また、北海道支部は公正取引委員会北海道事務所から担当官にご参加いただき、10月4日に旭川地区の6店舗で実施した。

これまでの実施状況は右表のとおり。

「正しい表示店頭キャンペーン」実施状況

実施月日	実施支部	実施月日	実施支部
6月7日	佐賀	10月16日	三重
7月11日	鹿児島	10月17日	静岡
10月4日	北海道	10月18日	岐阜
10月11日	岡山	10月24日	島根



店頭キャンペーンの様子

「独占禁止法の改正等の基本的考え方」が公表される

平成19年6月26日に独占禁止法基本問題懇談会（座長：塩野宏東京大学名誉教授）から内閣官房長官に提出された最終報告書（概要は家電公取協ニュースNo.92既報）における提言を踏まえ、公正取引委員会は、下記のとおり「独占禁止法の改正等の基本的考え方」を取りまとめ、同年10月16日公表した。公正取引委員会では、今後とも各方面からの意見も踏まえ、更に検討を進め、具体的な改正法案等を取りまとめることとしている。

独占禁止法の改正等の基本的考え方

1 独占禁止法違反行為に対する措置の見直し（法律改正事項）

(1) 新規参入排除行為・公正な競争秩序に悪影響を与える行為等に対する課徴金の新設

- 他の事業者の事業活動を排除すること（例えば、コストを度外視した価格設定）による私的独占に該当する行為を行った事業者に対する課徴金を導入する。
- 不公正な取引方法のうち、一定の不当表示や一定の優越的地位の濫用を行った事業者に対する課徴金を導入する。

(2) カルテル・入札談合等に対する措置の見直し

- 課徴金納付命令等に係る除斥期間（違反行為が無くなってから命令を行うまでの期間の上限）を、現在の3年から5年とする。
- 課徴金の算定率（原則10%）、算定期間（最長3年）、課徴金と刑事罰の金額調整については、今回の法改正においては見直さない。

(3) 課徴金額の加減算要素

- カルテル・入札談合等において主導的役割を果たした事業者に対しては、課徴金の算定率を加算するものとする。
- カルテル・入札談合等につき、既に公正取引委員会が把握している事実以外の事実を提供するなど調査に協力した事業者に対し、課徴金の算定率を軽減する制度を拡充する方向で、課徴金減免制度を見直す。

2 独占禁止法に係る諸手続の見直し（法律又は規則改正事項）

(1) 警告

- 公正取引委員会が行う警告につき、警告の主体、要件、形式、意見聴取等に関する規定を整備する。

(2) 審判手続の公正さ及び透明性の確保

- 審判官の合議体には、法曹資格者を含むものとする。
- 審判官作成の審決案と実質的に異なる審決を行うときには、その理由を審決に記載する旨明確にする。
- 被審人と利害関係を有する者などを当該事件の審判官指定から除外する旨等を明確にする。

3 民事救済制度の拡充（法律改正事項）

(1) 団体訴訟制度の導入

- 景品表示法上の不当表示につき、一定の消費者団体による差止請求制度を設ける。

(2) 差止請求訴訟における文書提出命令の特則

- 不公正な取引方法に係る独占禁止法上の差止請求訴訟について、特許法等で設けられているような文書提出命令の特則を設ける。

4 独占禁止法に係る届出・報告規定の見直し（法律改正事項）

(1) 独占禁止法第4章に係る届出・報告制度の見直し

- 会社等の株式取得につき、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制度とする。
- 我が国市場に影響を及ぼす外国会社に係る企業結合に関し、届出基準を見直す。
- 親子会社間及び兄弟会社間のみならず、いわゆる叔父甥会社間の合併等についても、届出を免除する。

(2) 事業者団体届出制度の廃止

- 事業者団体に係る届出制度を廃止する。

5 その他（法律改正事項）

(1) 審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備

- 審判の事件記録の閲覧・謄写につき、正当な理由がある場合にはその開示を制限できる旨を明確化する。

(2) 海外競争当局との情報交換

- 公正取引委員会が海外競争当局に対して、情報を提供する場合の条件等を定める規定を設ける。

(3) 課徴金減免申請におけるグループ会社及び排除措置命令・課徴金納付命令における名あて人の取扱いの見直し・明確化

- 同一の違反行為において同一企業グループの中で複数の事業者が一定の関与をしている場合において、これらの事業者が共同して課徴金減免の申請をした場合の取扱いについての規定を整備する。
- 会社の合併・分割・事業譲渡が行われた場合における排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人に関する規定を整備する。

製造業部会の動き

◎ヘルパー委員会の取組みについて

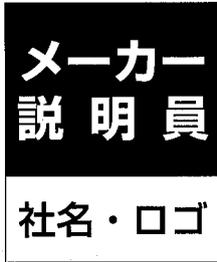
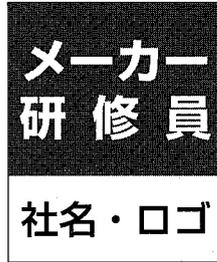
ヘルパー委員会では、かねてより、メーカー派遣員に関する独占禁止法上の問題点を検討し、その適正化に努めてきているが、平成17年5月13日の「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」告示、及び同年6月29日の同告示「運用基準」の公表をうけ、会員メーカー各社が遵守すべき独占禁止法上の問題点を中心に留意点を取りまとめ、会員メーカー各社がより適正なメーカー派遣員の運用を図る上での指針として、「『メーカー派遣員に関する独占禁止法上の考え方』及びメーカーの『派遣員に関する社内行動基準』の策定について」（新ガイドライン）を作成した。

また、適正化の一環として、メーカー派遣員であることを明確にするために、派遣員が着用する「新識別マーク」を作成し、その着用を一層励行していくこととした。

【ヘルパー委員会会員会社】

オンキヨー株式会社 株式会社ケンウッド 小泉成器株式会社 三洋電機株式会社 シャープ株式会社
ソニーマーケティング株式会社 ダイキン工業株式会社 株式会社東芝 株式会社デノンコンシューマーマーケティング
日本ビクター株式会社 パイオニア株式会社 日立コンシューマ・マーケティング株式会社 株式会社富士通ゼネラル
松下電器産業株式会社 松下電工株式会社 三菱電機株式会社 ヤマハエレクトロニクスマーケティング株式会社

【新識別マークの種類】

	説明員	研修員
色	赤	オレンジ
種別	商品説明、キャンペーン、技術説明等	社員研修
形状仕様	(マーク) タテ11.5cm × ヨコ9.5cm (ストラップ) 幅 2cm、色：赤 社名、ロゴ等両面印刷	
		

◎「第28回 景品規約遵守体制強化月間」の結果まとまる

当協議会では、景品規約遵守状況の実態把握と違反の未然防止及び景品規約の周知徹底を目的に、年2回、「強化月間」を実施している。また、全国の製造業部会10支部において、この趣旨に基づき、チラシ・DM等収集物の実態把握、被疑事案の迅速な処理等を行い、併せて、参考事例を蓄積しての「事例集」による研修会を開催している。

今回、被疑事案件数は、22件（前年同期22件）であったが、会員は0件（前年同期7件）であった。会員外については、関係支部より公正取引委員会に申告を行った。また、メーカー・販売会社企画のDMにおける不明りょう表示については、ただちに違反ではないが消費者の誤認を招きかねない事案について、各支部より当該メーカーに口頭注意を行った。

【結果概要】

- 期間：平成19年5月～7月
- チラシ・DM収集総枚数：7,116枚（前年同期6,887枚）
- うち景品付枚数：2,374枚（前年同期2,786枚）
- 景品付販売企画件数：7,594件（前年同期4,988件
購入ベタ付を中心に大幅増加）

企画内容	企画件数	うち被疑事案件数		
		合計	会員	会員外
購入ベタ付	4,436	20	0	20
購入抽選	1,341	0	0	0
来場記念品	1,126	0	0	0
来場抽選	539	2	0	2
オープン懸賞	150	0	0	0
共同懸賞	2	0	0	0
合計	7,594	22	0	22

◎「第29回 景品規約遵守体制強化月間」の日程

【調査期間】

- メーカー・販売会社企画のDM：平成19年 秋・冬合展
- 量販店等のチラシ：平成19年10月～12月の内、最低1ヶ月間

【調査対象】

家電品掲載の広告物（チラシ・DM等）による景品付販売企画

◎第6回製造業部会合同研修会が開催される

平成19年10月19日、静岡県伊豆市のラフォーレ修善寺において、約60名が参加して開催された。

今回の研修会は、山木専務理事が講演を行い、第一部では「公正競争規約制度について」（副題：ソフトローの一種である本制度の狙いと功罪）と題し、公正競争規約制度が不当な誤認表示の防止だけでなく、消費者のニーズに応える適正表示を実現するための手段として位置づけられていることを改めて強調した。第二部では「優越的地位の濫用規制について」と題し、主として、「優越的地位の認定について」をテーマに講演を行った。

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方へ定期的なアンケートを実施しています。その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ① 「トラベルプレゼント」は5000円以上買った人へのBIGチャンスとの事ですが、こうした景品をエサに購買意欲をそそろうとする場合は景品内容をあらかじめきっちり表示した方がいいと思います。「国内有名温泉」だけではばくぜんとしているし、「有名」という言葉がひっかかります。また、使用制限がある場合はそれも表記しておくべき。当たったけど使いようがないなんてことがあったらせっかくの賞品も無意味ですから。
(高崎市 主婦)
- ② 「全店合計1000台限り」に関して、どうやって算出されるのでしょうか。台数限定品は台数を表示という決まりはありますが、支店数が多い企業が全店合計数で表記できるのは不公平感がある気がします。(家電販売店は大型店ほど得なことばかりでは、長い目でみてよくないと思うのは古いのでしょうか) (高崎市 主婦)
- ③ A社のポイントカードに有効期限があったことを最近知った。前回購入時より一年間利用（カードの提示）がないと失効してしまう。レシートに有効期限がのるわけでもないの自分で管理。しかも以前はカード忘れに電話番号で対応していたが、個人情報保護とやらでそれも不可。忘れたらポイント付きをあきらめるか（＝有効期限の延長をあきらめる）買うのをやめるかの二者択一。規約に小さな文字で書いてあるというのが店員の言い分だが、それを知っている人はどれ位いるのだろうか。実際に母はカード忘れが続き、1万ポイントほどを失効させてしまった。いつも親切で感じが良かった店員に「規約に書いてあるのに読んでいないあなたが悪い」と強い口調で言われ、かなり落ち込んでいた。
(小平市 主婦)
- ④ 先日ノートパソコンを購入した際、いただいた保証書、販売店の「印」は押されているものの、お客様記入欄上にある保証期間のところは何も日付が記入されていない。よく見ると下の方に「記入のない場合は無効になる」と記載されている。この場合、販売店の「印」を押す際にお店側で記入すべきではないか。又、長期保証に加入し、「加入者証」というものをいただいた。しかし押された「印」は電話番号など、にじんでいてよくわからない。しかも「重要」というわりには紙一枚が渡される。長期保証というくらいなら、ていねいに封筒に入れてくれるなどお願いしたい。時々、渡されたレシートの下に保証書がついてくることもあるが、レシートとは別に保証書は作るべきではないだろうか。こうした点をていねいにしていないと、アフターケアに不安がよぎる気がする。
(練馬区 主婦)
- ⑤ 広告の洗濯機とテレビの一部に「どんな不要のテレビ洗濯機も〇〇〇円で下取り」と大きく載せられているものがありました。下取り後の価格が大きく赤い字で書かれていて確かに安いと思いました。おまけに不用品も引き取ってくれるなんて！ととびつきそうになりました。しかしどちらも「家電リサイクル法」の対象商品です。リサイクル料もいらなくなるのかと不思議に思って広告のすみずみまで確かめると下の方に小さな字で「リサイクル料は必要」と書かれてありました。私のように「リサイクル料はどうなるの？」と考える消費者は少数と考える。大部分の人は「下取り価格」で購入できて不用品も引き取ってもらえると考えると思います。そういった点で、この広告には少し問題があると思いました。
(寝屋川市 主婦)

<編集後記>

銀杏の木も少しずつ色づきはじめ、秋らしい涼しい日が続いています。

この涼しさにも関わらず、編集委員一同は額に汗（脂汗？）し、無い知恵を絞りながら編集作業に取り組みました。皆様の貴重なご意見をいただくことで、より良い紙面作りを図ってまいりますので宜しくお願い申し上げます。

(J・I)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9
(虎ノ門TBLビルディング2階)
TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032
<http://www.eftc.or.jp>
編集・発行人：坂井厚介